

# 生活困窮者自立支援制度人材養成研修

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

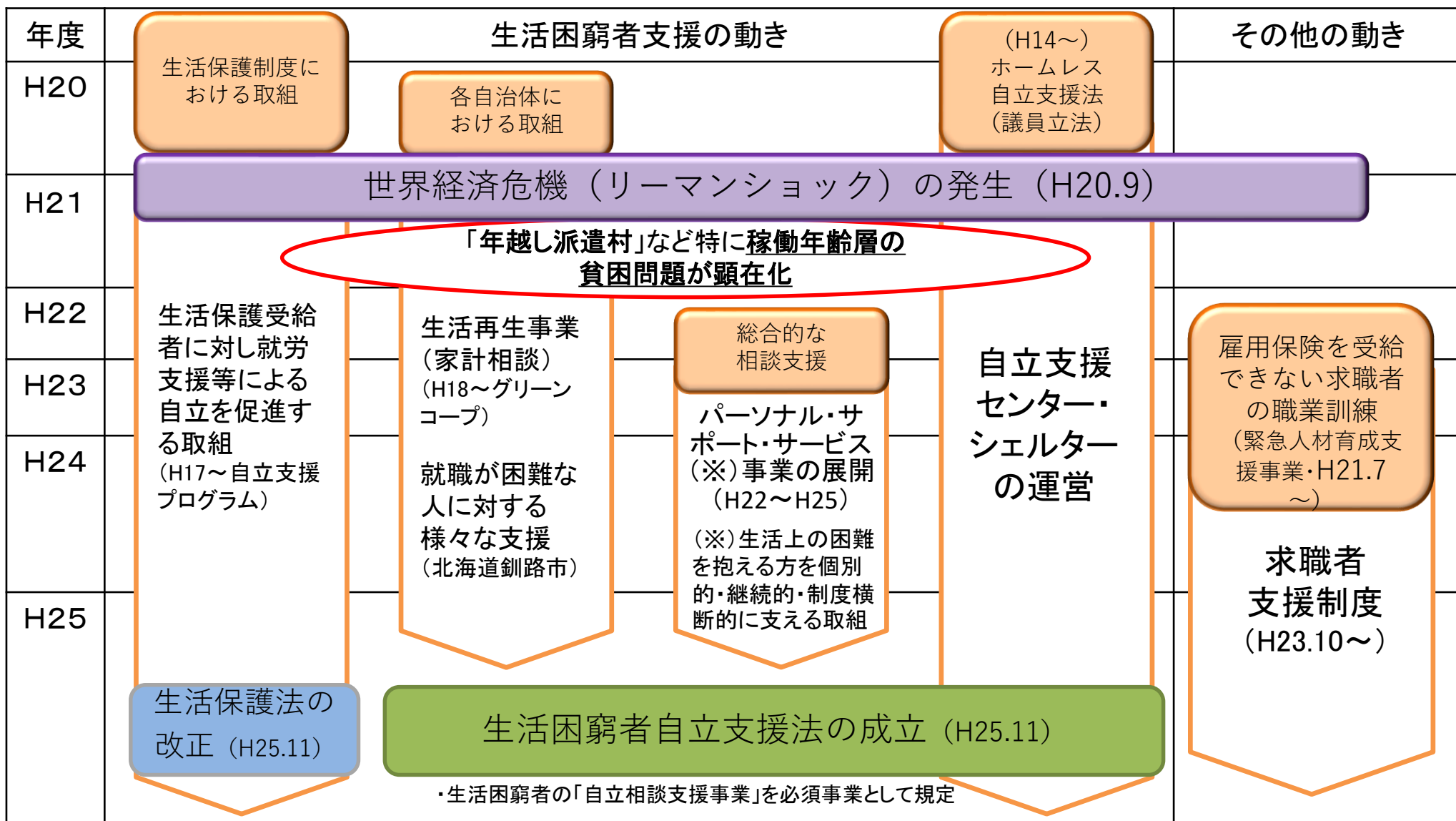
生活困窮者自立支援室長

唐木 啓介

# 1-1 生活困窮者自立支援制度の 経緯とめざす目標と基本理念

---

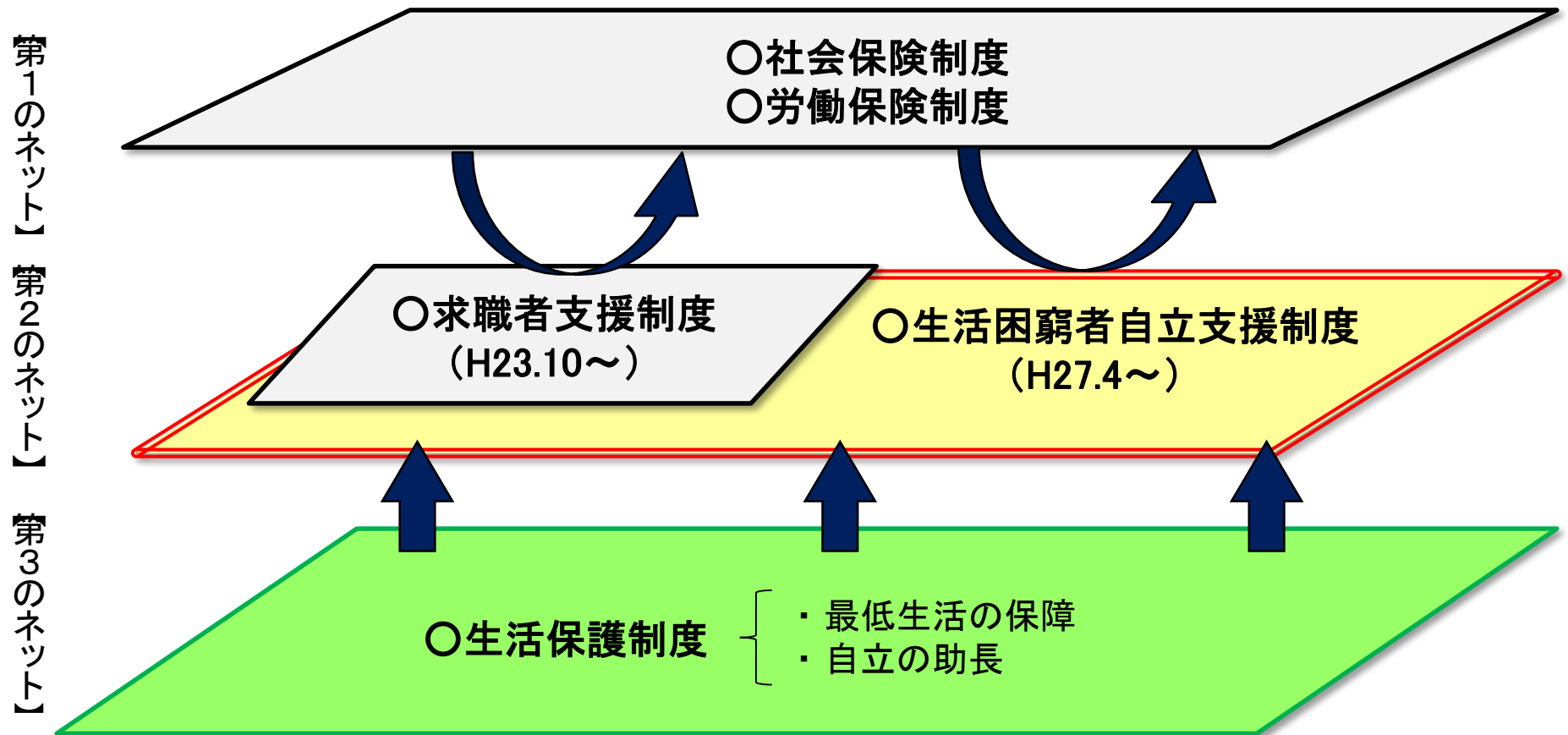
# 生活困窮者支援の経緯



## H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

# 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



# 「生活困窮者」とは？

改正法にて  
桑文化

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

# 生活困窮者自立支援制度の理念

改正法にて柔文化

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。5

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

## 1-2 生活困窮者自立支援制度の 概要

---

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,336機関(令和2年4月時点))

#### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

#### ◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

#### ◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

#### ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

#### ◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

#### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

#### ◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

#### ◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

### その他の支援

#### ◇関係機関・他制度による支援

#### ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

### ◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2



# 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

## <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

**ホームレス**

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)  
+α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**

約6万人(H27)

**税や各種料金の滞納者、多重債務者等**

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

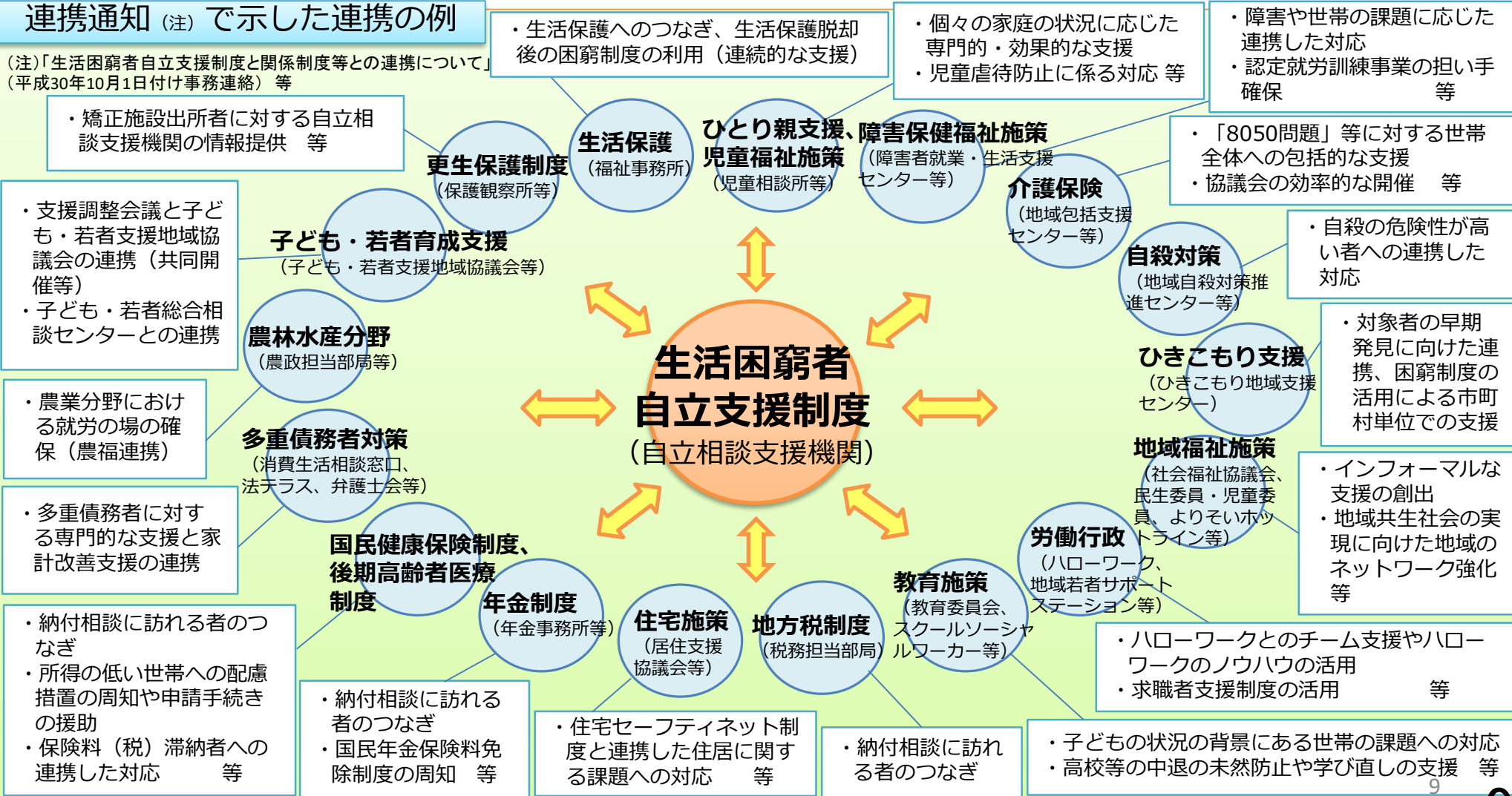
見え  
にくい

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

## 連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等

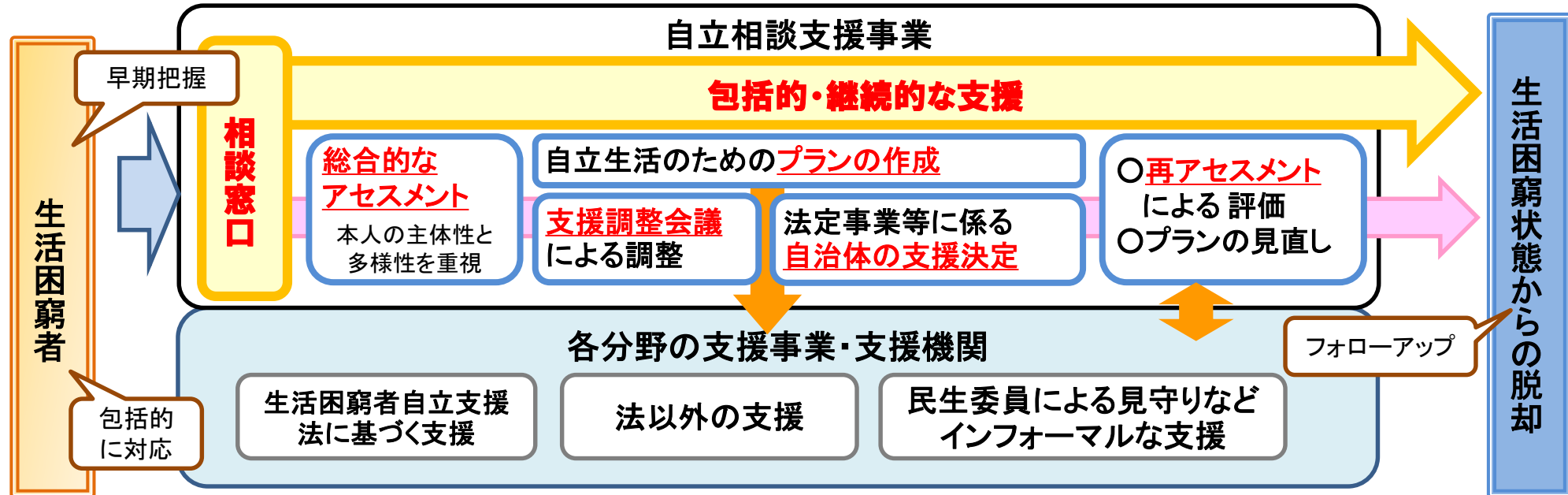


※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

# 自立相談支援事業(必須事業)

## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# 住居確保給付金(生活困窮者自立支援法に基づく必須事業)

## 目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- 令和2年4月省令を改正し、休業等により就業機会が減少している者を対象者として拡充。
  - ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業(平成26年度末までの事業)を制度化。

## 住居確保給付金の概要

### ➤ 支給対象者

- ①申請日において、離職等後2年以内の者、又は
  - ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者
- 上記①の場合、離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと  
上記②の場合、申請日の属する月に世帯の生計を主として維持していること
- ハローワークに求職の申し込みをしていること(令和2年4月30日以降当分の間、求職申込みを不要としている)
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

### ➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。  
(東京都1級地の場合) 単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6(ただし100万円を超えない額)以下であること。  
(東京都1級地の場合) 単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等

### ➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額(上限額は住宅扶助特別基準額)(東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円)

- 支給期間 原則3か月間(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

## 期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

## 1-3 任意事業等の活用と連携の重要性

# 就労準備支援事業

## 事業の概要

- **生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者**を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

## 支援の内容

- **対象者の様々な状態像**に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

### 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
- **自尊心や自己有用感を喪失している**
- **就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い**等

### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- **日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- **通所、合宿等の様々な形態で実施。**

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



## 効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

# 認定就労訓練事業について

【平成31年3月末時点実績】

- ・認定件数：1,679 件
- ・利用定員：4,208 人

## 認定の仕組み

認定主体  
(都道府県、政令市、中核市)



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

## 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

## 支援の内容

### 就 労 訓 練 事 業

非雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象外
- ・ 訓練計画に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象
- ・ 就労支援プログラムに基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)



一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ②対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

## 効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓(地域づくり)を実現する。

## 事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

## 支援の流れとねらい

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化  
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討  
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

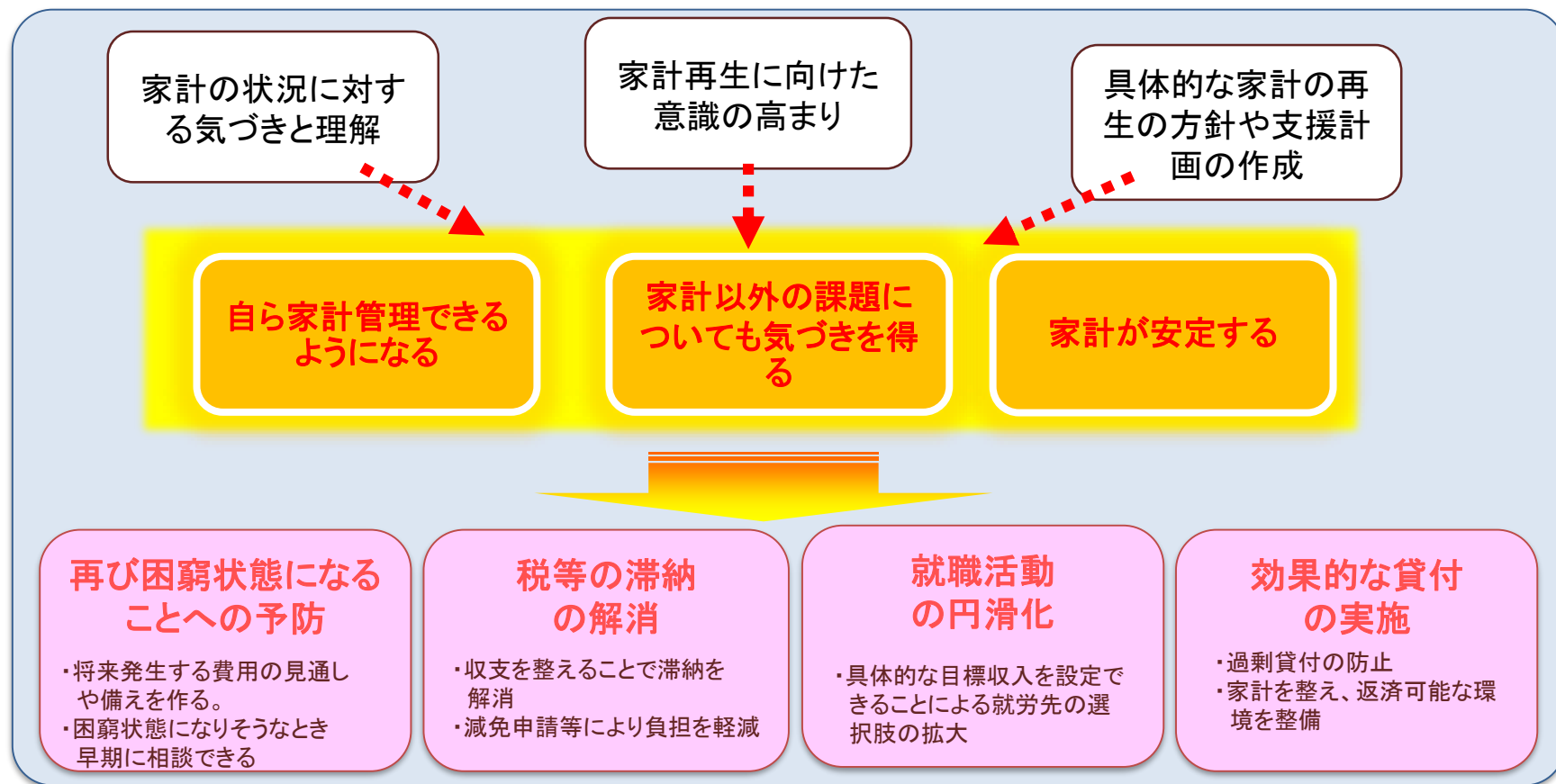
## 効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。



## ◆期待される支援効果

- 家計改善支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の実施という効果が期待される。



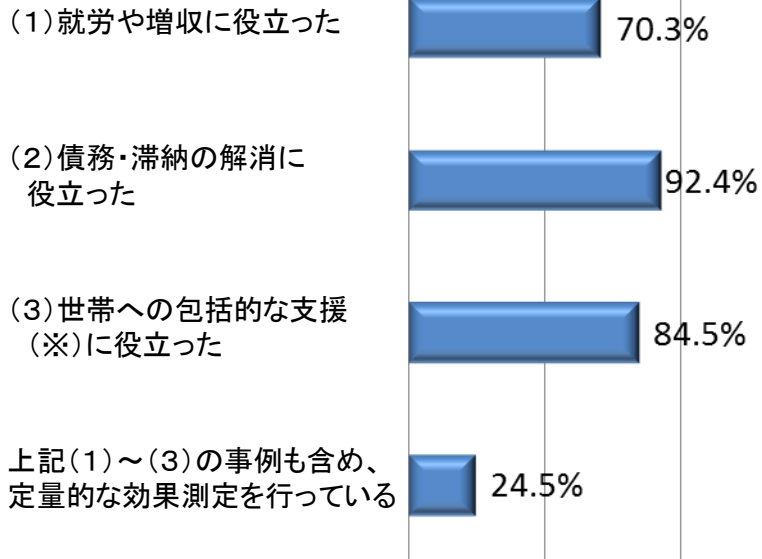
# 家計改善支援事業の効果②

- 事業利用による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
- 特に自治体が有する債権については、旧 家計相談支援事業の利用による滞納の解消を金額ベースで把握することも可能であり、効果の「見える化」が期待できる。

## 1. 事業利用による効果

(n=290)

0.0% 50.0% 100.0%



(※)家計支援により本人以外の課題の発見や解決につながったもの。

(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査

## 2. 効果の定量的な把握

千葉県千葉市 人口約97.4万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 98件

- ・ 市県民税、所得税、国保料、介護保険料、固定資産税の滞納が19件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が394万円

平成28年4月～平成29年3月

福岡県久留米市 人口約30.6万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数228件

- ・ 国民健康保険料の滞納が72件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が41件
- ・ 平成28年度末での、納付済み額は281万円

平成28年4月～平成29年3月

熊本県阿蘇市 人口約2.7万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 42件

- ・ 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が10件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が270万円
- ・ 平成29年3月時点での、納税・納付済み額が49万円

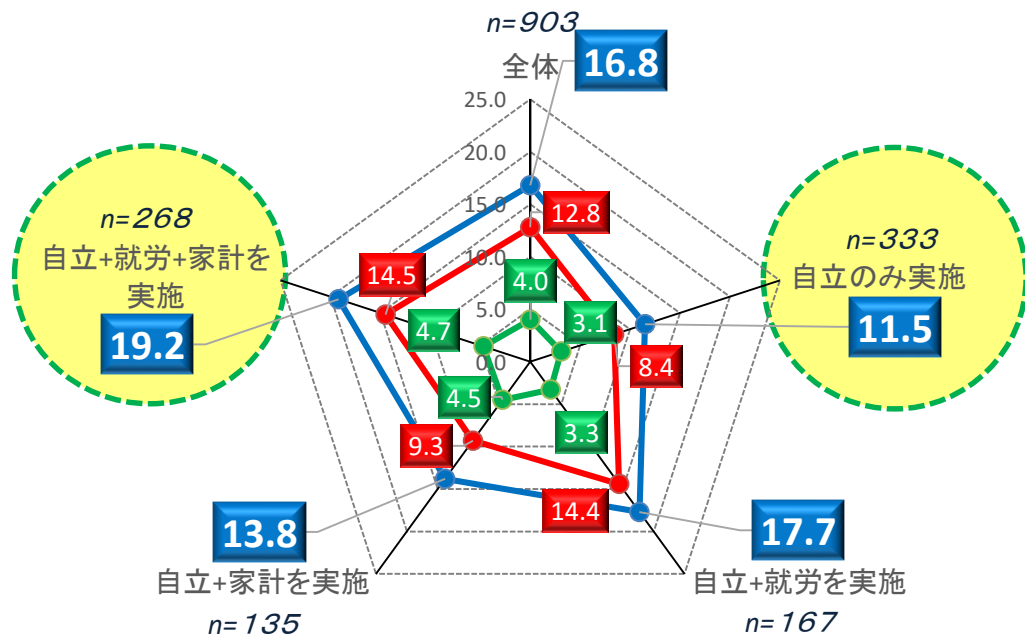
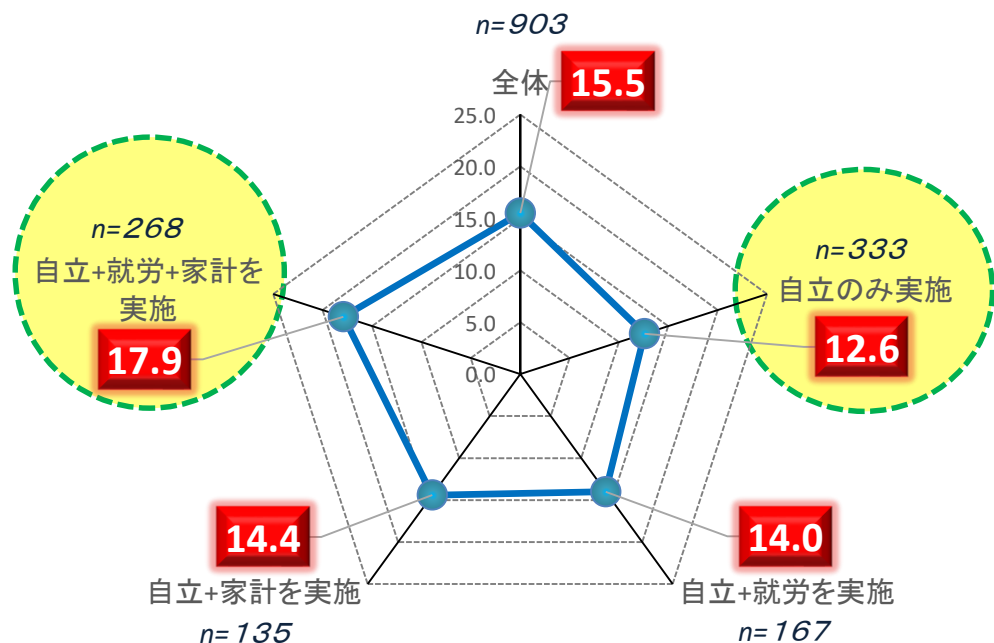
平成28年4月～平成29年3月

# 任意事業の実施状況と新規相談受付件数、就労・増収者数

- 任意事業の実施状況と新規相談受付件数の関係を見ると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援のみを実施している自治体と比べ、新規相談受付件数が多い。
- また、任意事業の実施状況と就労・増収者数の関係を見ると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援事業のみを実施している自治体よりも、就労・増収者数が多い。

任意事業の実施状況と新規相談受付件数(月ベース)  
(人口10万人あたり平均)

任意事業の実施状況と就労・増収者数(年ベース)  
(人口10万人あたり平均)

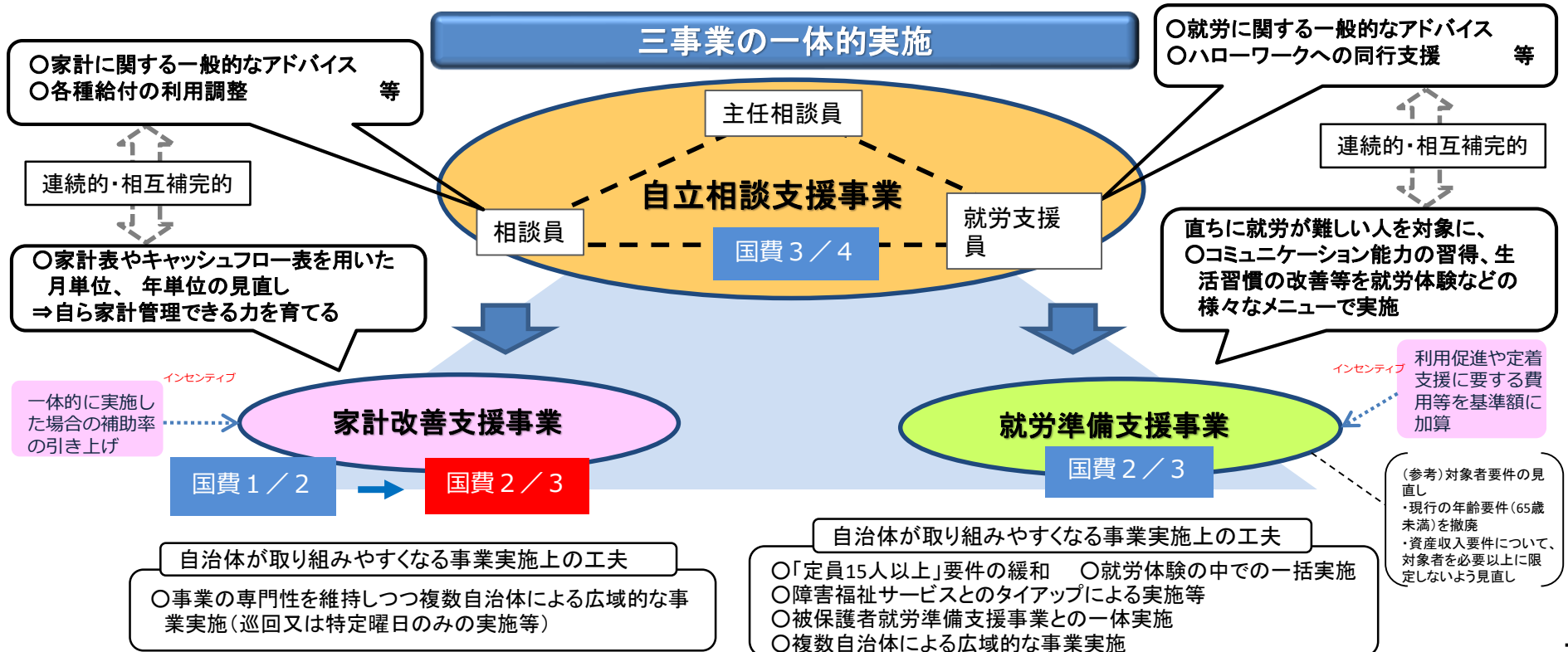


● 就労・増収者数 (人口10万人あたり) 平均  
● 就労者数 (人口10万人あたり) 平均  
● 増収者数 (人口10万人あたり) 平均

# 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 平成30年度の法改正において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、自立相談支援機関における相談の「出口ツール」として、いずれの自治体においても求められるものであるが、直ちに必須事業化するのではなく、まずは、努力義務化等による自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ることとした。
  - 参・附帯決議(平成30年5月31日)においても、今後三年間の集中実施期間で実施体制の整備を進め、両事業の完全実施を目指すことが盛り込まれた。
  - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、
    - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
    - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
    - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

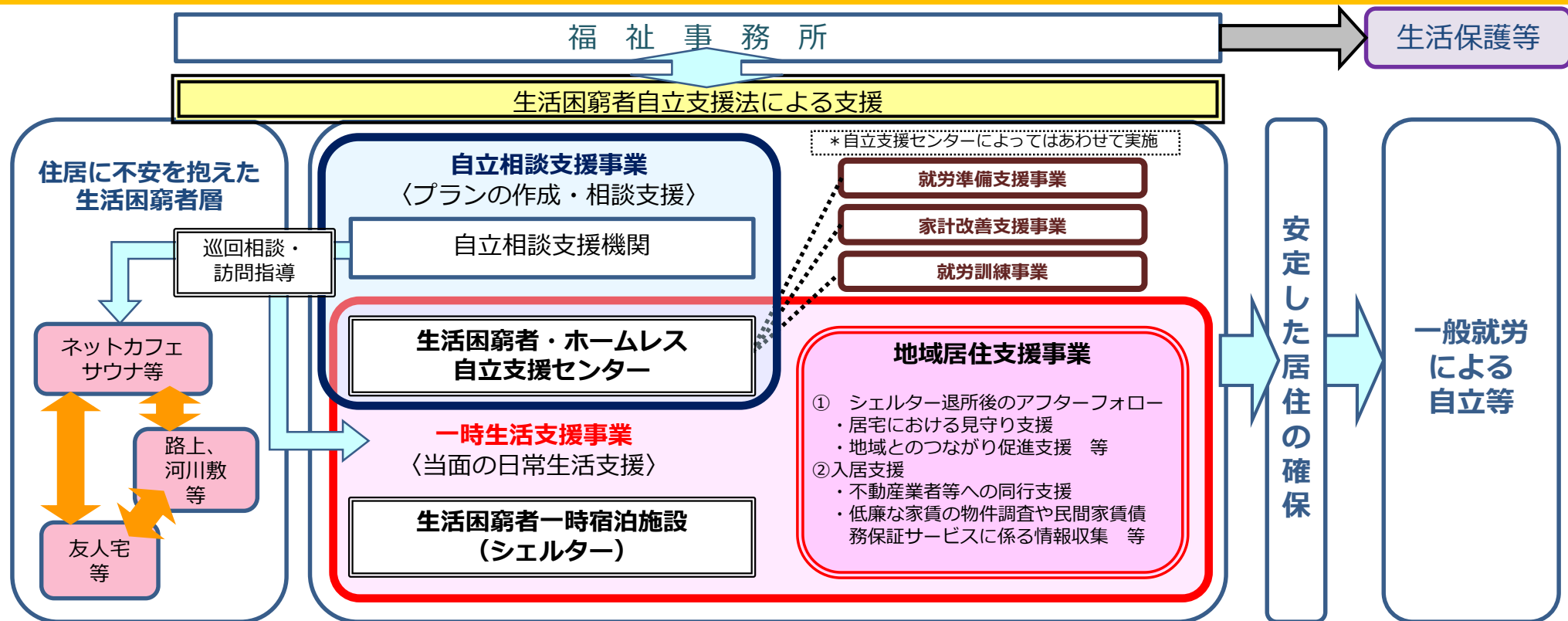
⇒ これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3年間の集中実施期間での完全実施を目指す



# 一時生活支援事業について

## 事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。  
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。
- 改正法において、地域において住まうことに対し困難を抱える可能性の高い、シェルターから退去した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者を対象に、居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援などの、自立した生活に向けた「アフターフォロー」や、物件探しや物件契約時に、不動産業者等へ同行し支援する「地域居住支援事業」を、「一時生活支援事業」に追加し強化。



## 期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、効果的な支援の実施が可能となる。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供することにより、状況によっては、本事業を利用している間に就職し、アパート等を借りるための資金の貯蓄等が実現し自立が可能となる。
- 居宅における見守りや地域とのつながりを支援することにより、社会的孤立を防止するとともに、居宅における自立した日常生活の継続が可能となる。

# 居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間）**、**訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより居住支援を強化。

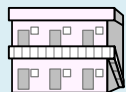
## 一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

## 恒久的居住のフェーズ

### 個別支援

#### 一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



#### 入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。  
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

#### 居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。
- ※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

（支援終了後を見据えた）  
支援体制の構築支援

安定した地域生活

### 環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
  - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
  - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
  - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
  - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
  - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。



# 子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

【平成30年度実績】  
・536自治体（59%）  
・利用：33,192件

## 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法案において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## ＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

## 子どもの学習・生活支援事業

### 学習支援 （高校中退防止の取組を含む）

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



### 教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



## 1-4 実践の効果

(支援を通じた地域づくりの展開)

---



# 「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

## 市の概要

人口：115,252人  
高齢化率：24.7%  
保護率：6.5%  
産業構造：  
1次産業4.4%、  
2次産業39.3%、  
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
  - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

## 【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

## 【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

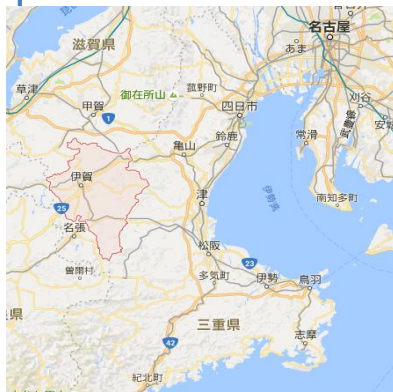
○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



# 様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

## 市の概要

人口：94,054人  
 高齢化率：31.1%  
 保護率：10.0%  
 産業構造：  
 1次産業7.5%、  
 2次産業38.5%、  
 3次産業53.1%



- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
  - 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

## それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

**農家**  
 高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 → 生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

**福祉**  
 困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

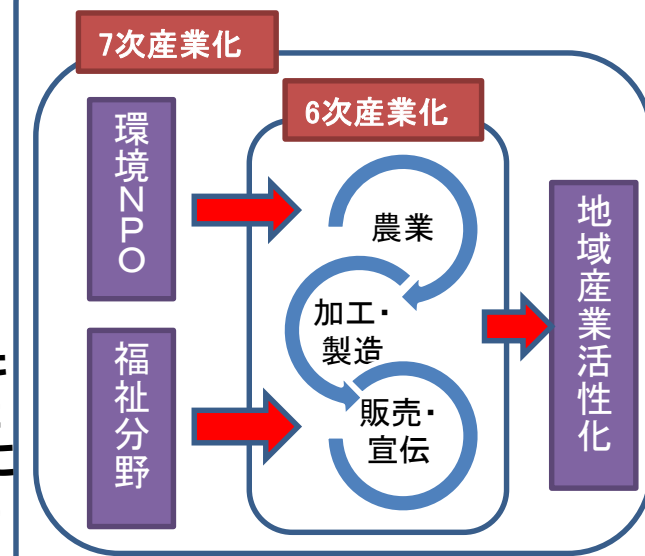
**企業(和菓子企業)**  
 栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

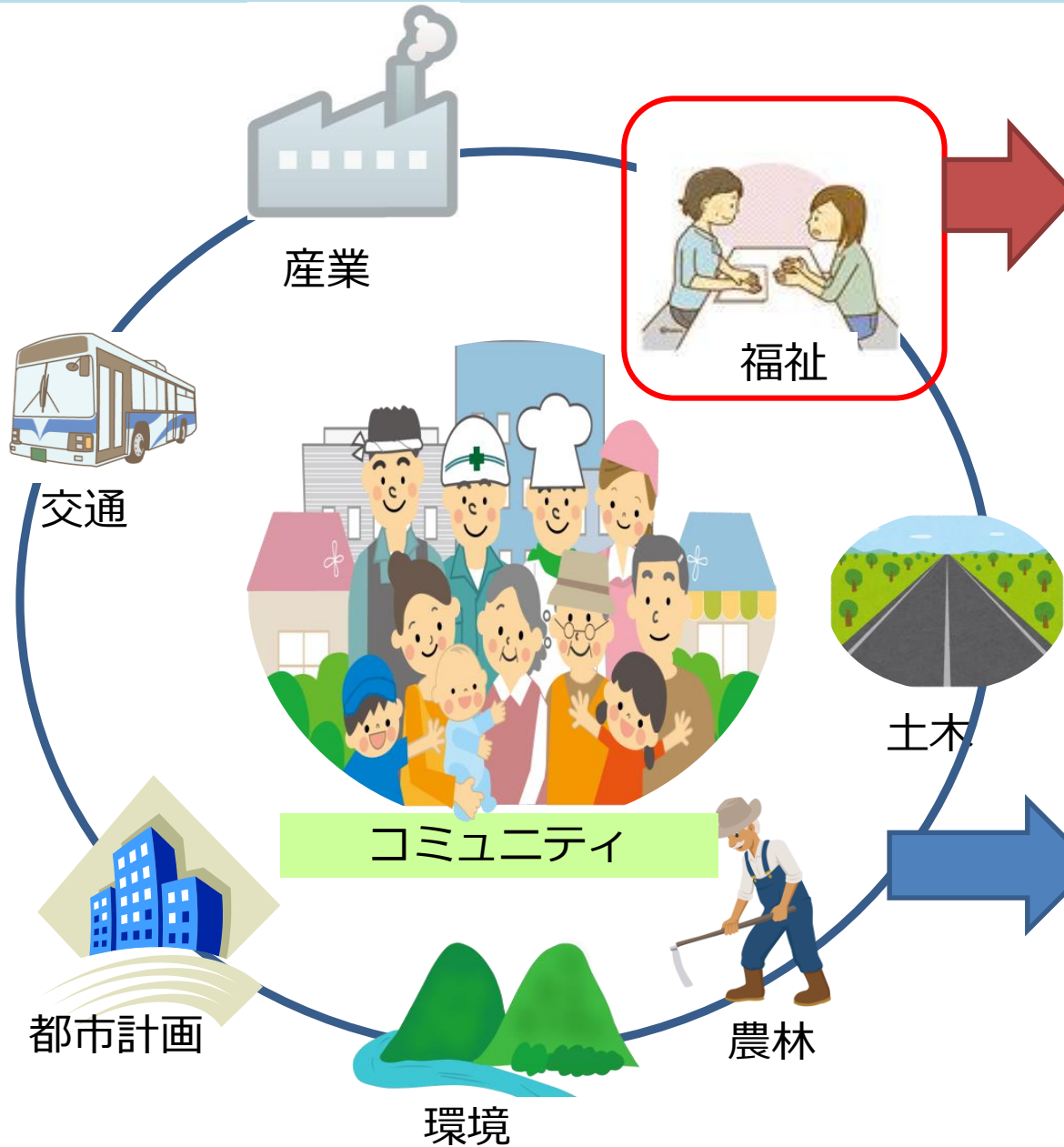
これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

## 「いがぐりプロジェクト」へ



福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

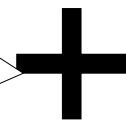
# 地域づくりの可能性



## 福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。  
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。  
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点を融合



## 地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

# 生活困窮者に対する支援の考え方

## 生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

## 「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ(早期の支援)

## 「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を通じた「地域づくり」

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。**  
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—

## 1-5 新型コロナウイルス感染症対策

---

# 生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)

令和2年度 第二次補正予算:60億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- 特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。

## 実施主体

都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体、905自治体)

## 補助の流れ

厚生労働省



国庫補助

都道府県・市・区等 (905自治体)



直接支出又は委託

自立相談支援機関等 (1,317機関等)

## 事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、自立相談支援等に関する必要な強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化
- ② 電話・メール・SNSなどを活用した、自立相談支援における相談対応や、子どもの学習・生活支援における助言・指導など、非対面方式かつアクセスしやすい環境整備
- ③ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ④ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ⑤ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑦ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑧ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助率

国 3/4

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

**予備費措置額: 3,142億円**

令和元年度予備費交付額 267億円  
 令和2年度第1次補正予算額 359億円  
 令和2年度第2次補正予算額 2,048億円  
 令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。  
 ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

## 【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

## 【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</b>
貸付上限	10万円以内	<b>学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</b>
据置期間	2月以内	<b>1年以内</b>
償還期限	12月以内	<b>2年以内</b>
貸付利子	無利子	<b>無利子</b>

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<b>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</b>
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<b>1年以内</b>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<b>無利子</b>

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

注 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

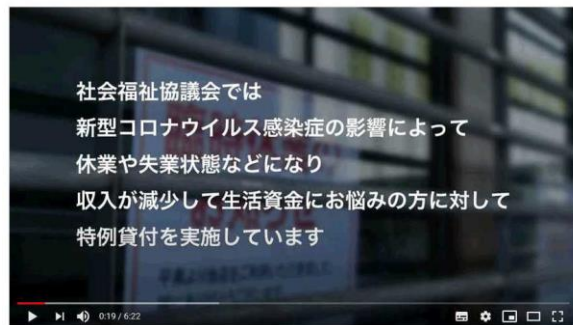
償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

# 緊急小口資金等の特例貸付に関するYouTube上での周知

- 緊急小口資金等の特例貸付については、市区町村社会福祉協議会や厚生労働省のコールセンター等で多数の問い合わせが入っているところ、効率的な制度周知の強化等の観点から、制度の概要や申請書の書き方・留意事項等をまとめた動画を作成し、YouTubeに掲載。

## ①制度概要編

～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～



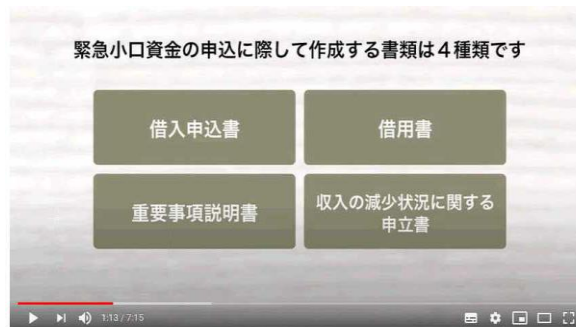
①制度概要編 ～「緊急小口資金」と「総合支援資金」貸付のご案内～

936 回視聴・2020/05/08

👍 高評価 📌 低評価 ➡ 共有 📄 保存 ...

## ②申込書類の書き方編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～



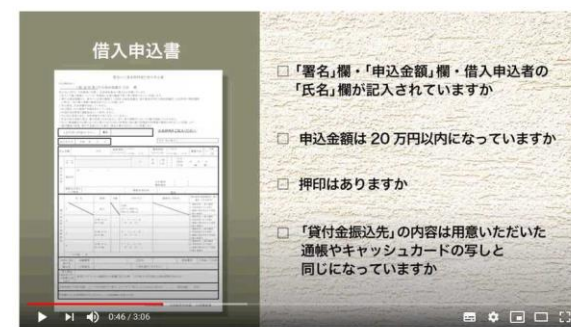
②申込書類の書き方編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類作成～

447 回視聴・2020/05/08

👍 高評価 📌 低評価 ➡ 共有 📄 保存 ...

## ③提出前確認編

～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～



③提出前確認編 ～「緊急小口資金」貸付の申込書類郵送前の再点検～

262 回視聴・2020/05/08

👍 高評価 📌 低評価 ➡ 共有 📄 保存 ...

([https://www.youtube.com/watch?v=iNRIKFh2b\\_4](https://www.youtube.com/watch?v=iNRIKFh2b_4))

([https://www.youtube.com/watch?v=oB5m2\\_CHxKM](https://www.youtube.com/watch?v=oB5m2_CHxKM))

(<https://www.youtube.com/watch?v=19ZHGQicaZI>)



# 緊急小口資金等の特例貸付に関する特設サイトによる周知

- 緊急小口資金等の特例貸付については、制度の概要や、手続きの流れなどの情報を効率的に収集できるよう、厚生労働省において、特設ホームページを開設。

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>



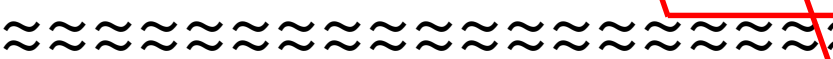
生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金  
新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ

## 生活福祉資金の特例貸付

TOP > 生活福祉資金の特例貸付 制度概要

- 生活福祉資金の特例貸付
- 手続きの流れ**
- 申込・相談窓口
- 申込書**
- よくある質問**

## 緊急小口資金・総合支援資金 制度概要



- 生活福祉資金外国語版リンク
- English
  - Español
  - Português
  - 한국어
  - 中文(簡体)
  - Tiếng Việt

▲ページの先頭に戻る

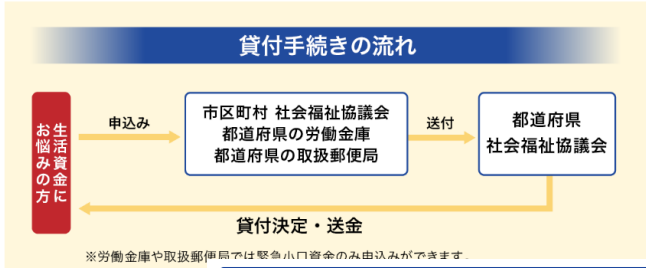
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

個人向け緊急小口資金  
・総合支援資金相談  
コールセンター

0120-46-1999  
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

FAXのお問い合わせはこちら

## 緊急小口資金 手続きの流れ



※労働金庫や取扱郵便局では緊急小口資金のみ申込みができます。  
総合支援資金については

**緊急小口資金 申込みに必要な各書類のPDFはこちら**

ダウンロードしてご活用ください

1. **借入申込書 (PDF)**  
借入申込書記入例 (PDF)
2. **借用书 (PDF)**  
借用书記入例 (PDF)
3. **重要事項説明書 (PDF)**  
重要事項説明書記入例 (PDF)

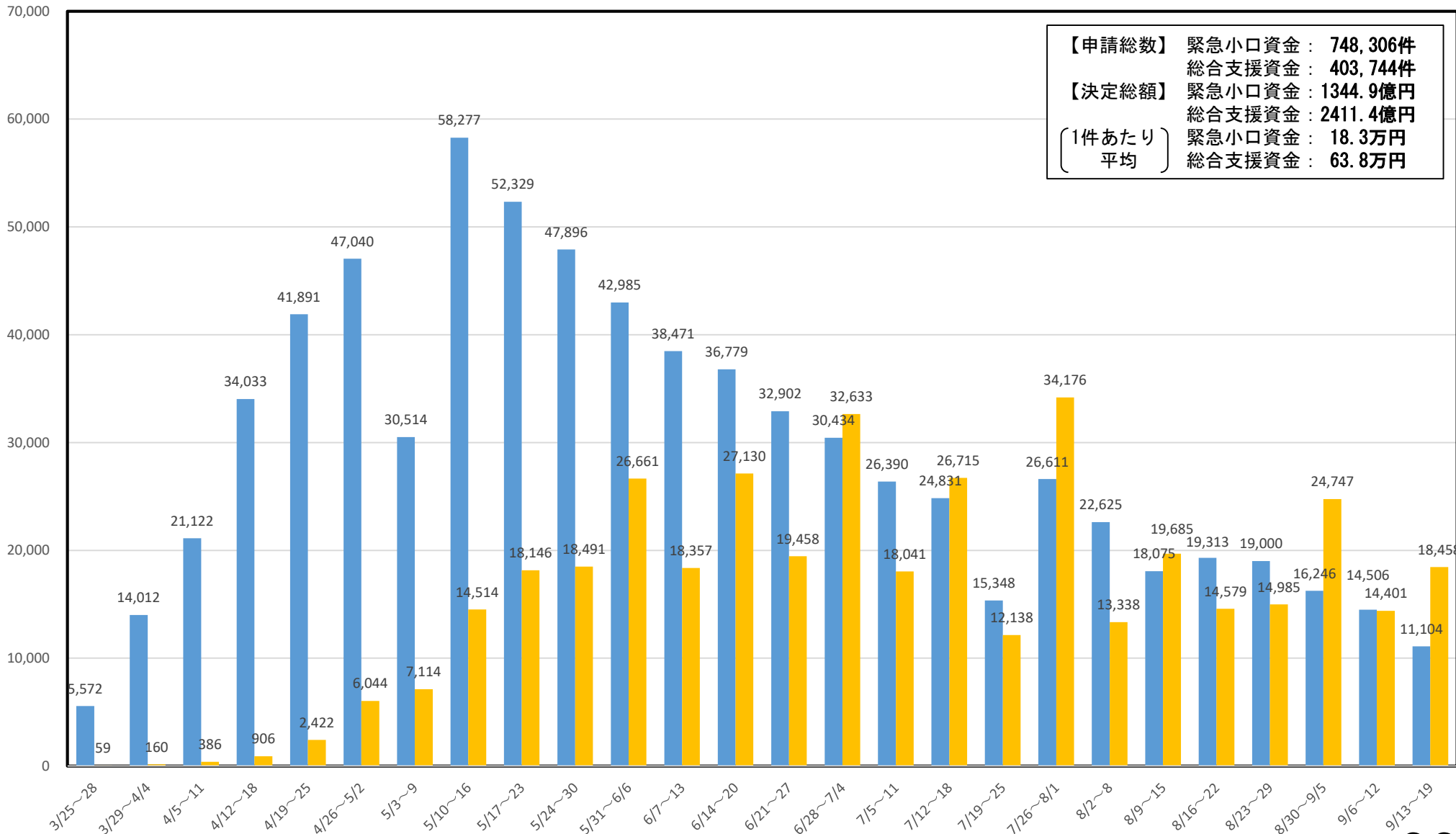
## 緊急小口資金 よくある質問

- Q1 「新型コロナウイルス感染症の影響を受け」という要件が存在しますが、具体的にどのような影響を受けたかを、どのように証明すればよいですか。
- Q2 収入の減少について具体的にどのように証明すればよいですか。
- Q3 貸付要件について収入減少の大きさは関係しますか。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

(件)

令和2年9月23日現在（速報値）



【申請総数】 緊急小口資金： 748,306件  
 総合支援資金： 403,744件  
 【決定総額】 緊急小口資金： 1344.9億円  
 総合支援資金： 2411.4億円  
 【1件あたり平均】 緊急小口資金： 18.3万円  
 総合支援資金： 63.8万円

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

予備費措置額: 219億円

令和2年度当初予算額	227億円の内数
令和2年度第1次補正予算額	27億円
令和2年度第2次補正予算額	73億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ・ 離職・廃業後2年以内の者  
 ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。  
 ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12  
 ② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
 ※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円  
 ・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）  
 ※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円  
 ・ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

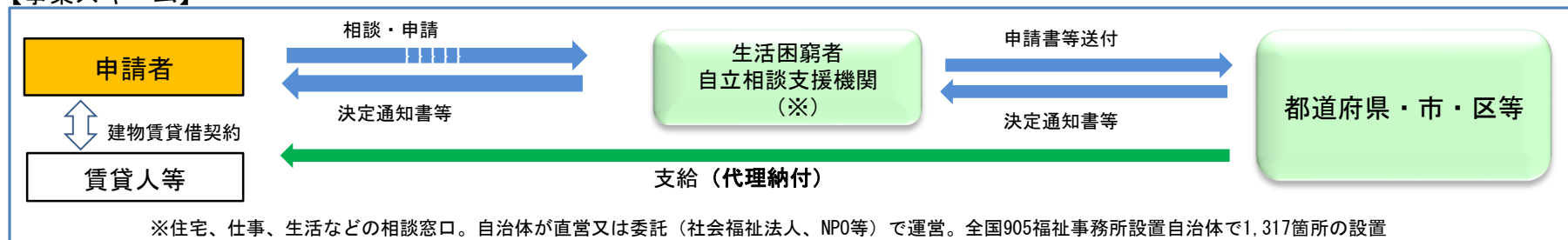
等

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）  
 ※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

## 【事業スキーム】



## 住居確保給付金の直近の実績（速報値）

（件、千円）

	4月	5月	6月	7月	合計
申請件数	9,459	44,811	31,167	14,023	99,460
決定件数	3,393	26,591	35,241	20,554	85,779
支給件数	95,461	951,580	3,345,142	4,019,565	8,411,748

## これまでの取組

### 【支給対象の拡大等】

- 4/20から、これまで「離職・廃業から2年以内の者」が対象であったところ、「休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者」も対象とした。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000623242.pdf>
- 4/30から、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、当分の間、ハローワークへの求職申込を不要とした。
- 5/29から、特に必要と認められる場合は、例外として、クレジットカードにより家賃を支払う者が、住居確保給付金を受領できることとした。 ※ 本来は、賃貸人等への代理納付  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635069.pdf>
- 7月から、給付金の算定方法の見直し  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646522.pdf>

### 【その他】

- 5/21から、土日祝日も含めて対応する専用コールセンターの設置
- 5/28から貸付の専用特設サイトの設置(制度概要、申請書様式、Youtube動画の紹介など)  
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>
- 6/11から、申込書の書き方等を解説するYoutube動画の公開

# 生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算:26億円

## 事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

## 事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

### 【支援内容(例)】

#### ①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

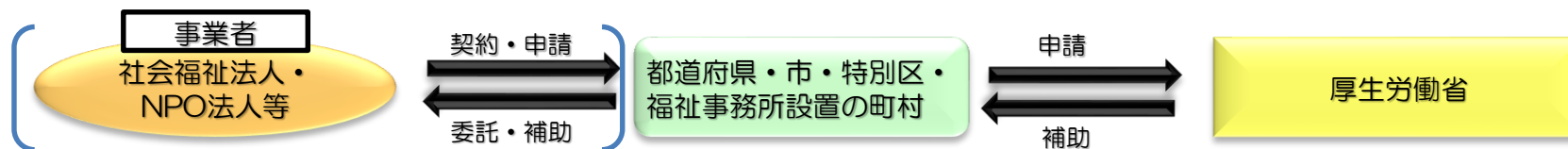
#### ②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

### 【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

## 補助スキーム等



(1)実施主体:都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率:国3/4、自治体1/4

## 1-6 地域共生社会の実現に向けて

---

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



- ◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



- ◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。



# 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

## 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

## 改正の概要

### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

# 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。

（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。【社会福祉法第106条の4 関係】

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。【社会福祉法第106条の7～11） 関係】

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例）

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

#### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

#### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づくり  
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

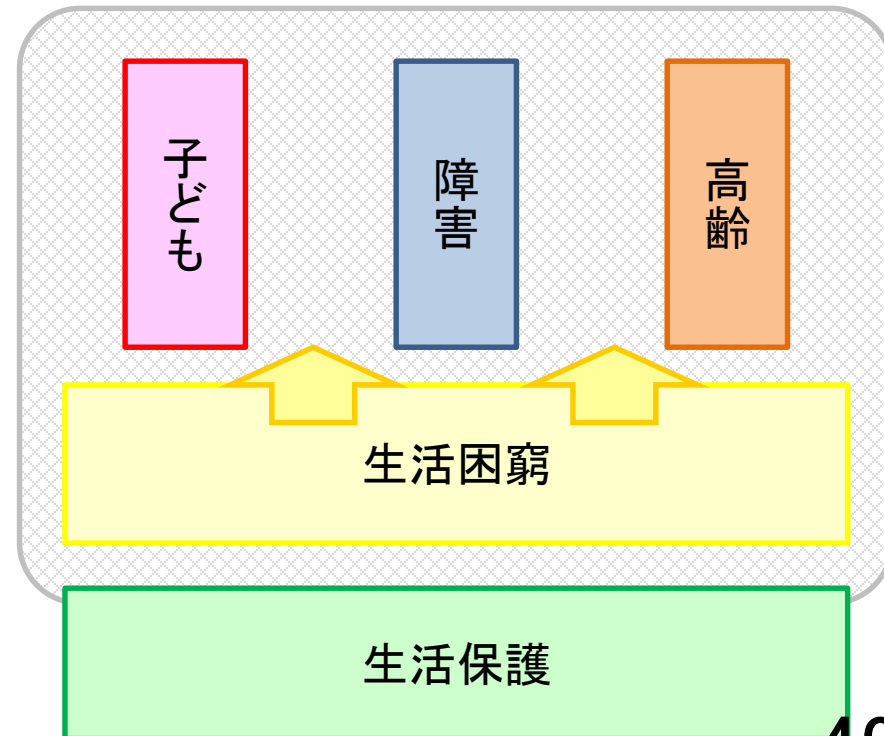
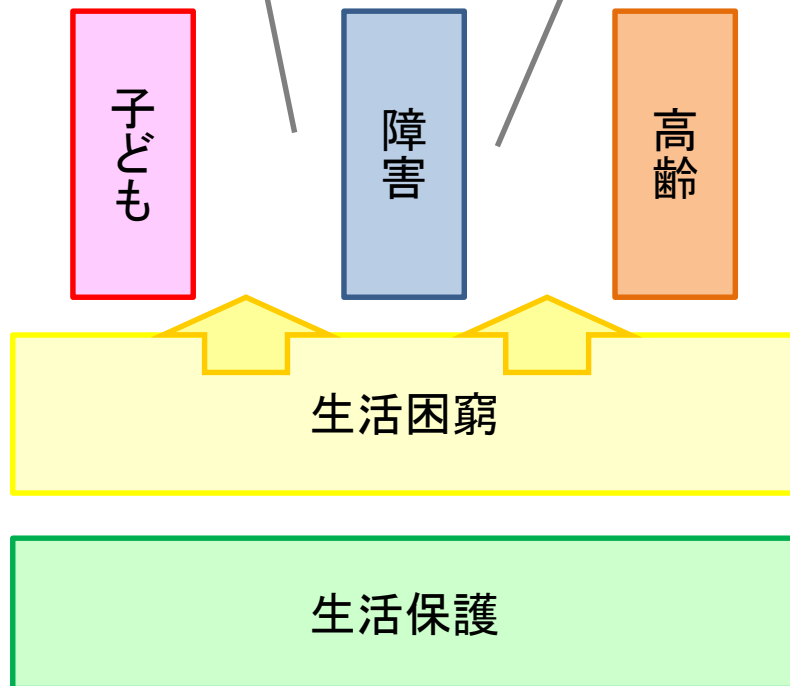
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

# 事業の実施により何が変わるのか

- 市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする。  
新しい「窓口」をつくるものではない。
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援機関を活かしてつくる
  - 構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能・財政支援を強化
- 体制づくりに必要な費用について、財政支援を一体的に行う仕組みにする。
  - 各制度で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。  
(例) ひきこもりの状態にある方への支援、生活保護受給者の方への支援 など

複合的な課題

関係性の貧困/  
狭間のニーズ



## 新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
  - ①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ支援)
  - ②参加支援、
  - ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、「重層的支援体制整備事業交付金」を創設し、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

### (市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

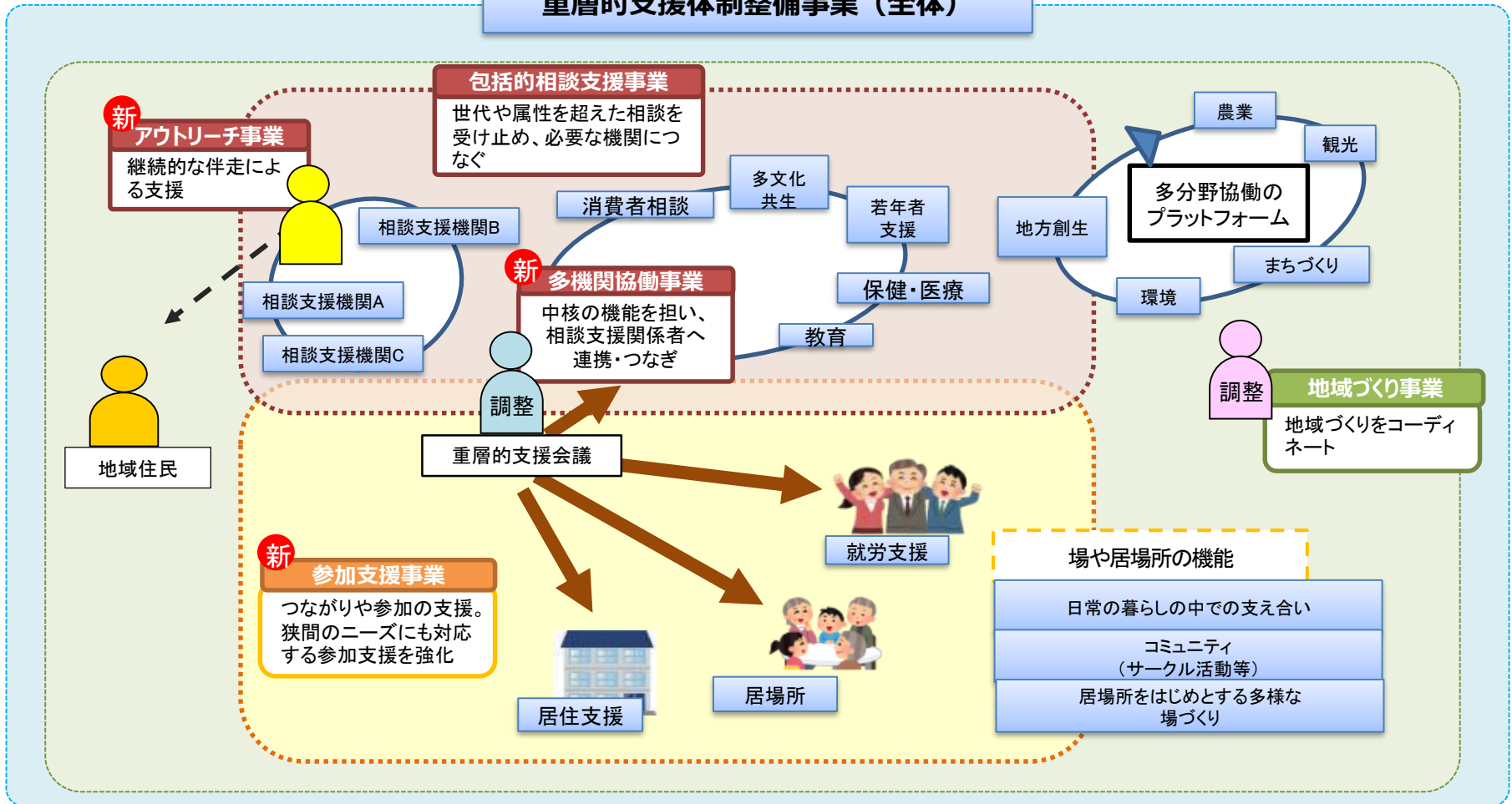
- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

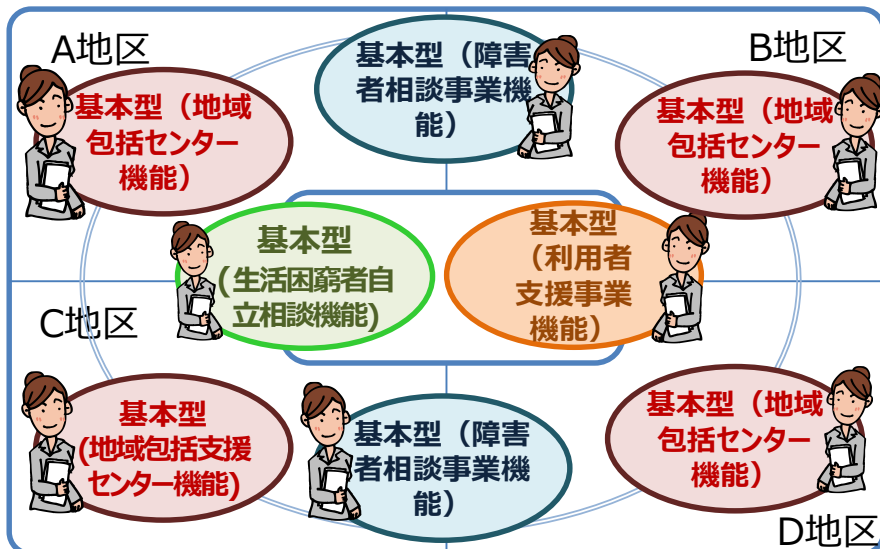
## 重層的支援体制整備事業 (全体)



# 相談支援体制の整備例

## <相談支援体制の整備例>

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

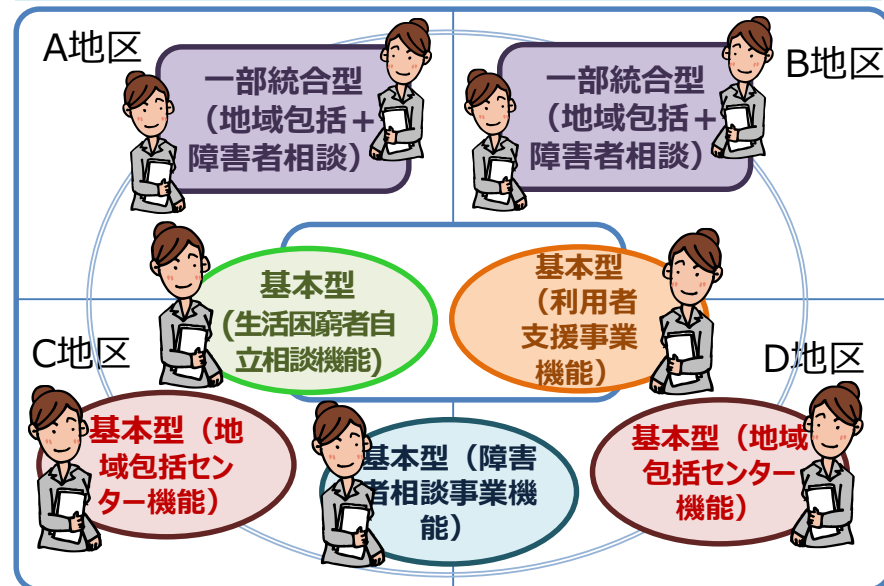


※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....